

岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】新旧対照表

新	旧	修正理由
第1章 総則 第1節 計画の目的 岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（<u> </u>運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、<u> </u>指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。 第2節 計画の性格 1 岐阜県における原子力災害対策の基本となる計画 <u>本</u>計画は、岐阜県における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。 県等関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう柔軟な体制を整備するものとする。 2 岐阜県地域防災計画における他の災害対策計画との整合性 <u>本</u>計画は、「岐阜県地域防災計画」の「原子力災害対策計画」として定めるものであり、<u>本</u>計画に定めのない事項については、「岐阜県地域防災計画」の「一般対策計画」及び「地震対策計画」によるものとする。 3 市町村地域防災計画との関係 市町村の防災会議が原子力災害対策についての地域防災計画を策定又は修正するに当たっては、<u>本</u>計画を基本とするものとし、県の地域防災計画との整合を図るとともに、必要な事項については、各市町村において具体的な計画を定めておくものとする。 なお、県は、原子力災害対策に係る市町村地域防災計画の策定又は修正に協力するものとする。 4 計画の修正 <u>本</u>計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。 第3節 計画の周知徹底 <u>本</u>計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、県民への周知	第1章 総則 第1節 計画の目的 <u>この計画</u>は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬<u> </u>）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（<u>事業所外</u>運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関<u>及び</u>指定地方公共機関<u> </u>等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。 第2節 計画の性格 1 岐阜県における原子力災害対策の基本となる計画 <u>この</u>計画は、岐阜県における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。 県等関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう柔軟な体制を整備するものとする。 2 岐阜県地域防災計画における他の災害対策計画との整合性 <u>この</u>計画は、「岐阜県地域防災計画」の「原子力災害対策計画」として定めるものであり、<u>この</u>計画に定めのない事項については、「岐阜県地域防災計画」の「一般対策計画」及び「地震対策計画」によるものとする。 3 市町村地域防災計画との関係 市町村の防災会議が原子力災害対策についての地域防災計画を策定又は修正するに当たっては、<u>この</u>計画を基本とするものとし、県の地域防災計画との整合を図るとともに、必要な事項については、各市町村において具体的な計画を定めておくものとする。 なお、県は、原子力災害対策に係る市町村地域防災計画の策定又は修正に協力するものとする。 4 計画の修正 <u>この</u>計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。 第3節 計画の周知徹底 <u>この</u>計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、県民への周知	文言の統一 文言の統一 文言の統一

新	旧	修正理由
(1) から (9) 略 (10) 飲食物の摂取制限<u>及び出荷制限</u> 3から7 略 第2章 原子力災害事前対策 本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備、及び原子力災害の事前対策を中心に定める。 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、<u>住民及び観光客や通勤・通学者といった一時滞在者（以下「住民等」という。）</u>の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。 なお、本章以降の事項における _____ 感染症対策については、別に定める「原子力災害時における _____ 感染症対策要領」等に基づき実施することとする。 第1節から第3節 略 第4節 情報の収集、連絡体制等の整備 県は、国、市町村、<u>原子力事業者及び</u>その他<u>の</u>防災関係機関との原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。 1 情報の収集、連絡体制の整備 (1) 県等関係機関相互の連絡体制 県は、国、市町村、原子力事業者及びその他<u>の</u>防災関係機関との間で情報の収集・連絡を円滑に実施し、原子力災害に対し万全を期すため、情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。 - 原子力事業者からの連絡受信窓口 - 通信障害発生時の代替手段、連絡先 - 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先 - 防護対策の決定者への連絡方法 - 関係機関への指示連絡先（夜間・休日） 等 (2) から (3) 略 2 略 第5節 略 第6節 組織体制等の整備 略 1 組織体制の整備 (1) 原子力災害警戒体制	(1) から (9) 略 (10) 飲食物の摂取制限 _____ 3から7 略 第2章 原子力災害事前対策 本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備、及び原子力災害の事前対策を中心に定める。 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、<u>住民等</u>の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。 なお、本章以降の事項における <u>新型コロナウイルス</u>感染症対策については、別に定める「原子力災害時における <u>新型コロナウイルス</u>感染症対策要領」等に基づき実施することとする。 第1節から第3節 略 第4節 情報の収集、連絡体制等の整備 県は、国、市町村 <u>及び</u>原子力事業者 _____ その他 _____ 防災関係機関との原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。 1 情報の収集、連絡体制の整備 (1) 県等関係機関相互の連絡体制 県は、国、市町村、原子力事業者及びその他 _____ 防災関係機関との間で情報の収集・連絡を円滑に実施し、原子力災害に対し万全を期すため、情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。 - 原子力事業者からの連絡受信窓口 - 通信障害発生時の代替手段、連絡先 - 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先 - 防護対策の決定者への連絡方法 - 関係機関への指示連絡先（夜間・休日） 等 (2) から (3) 略 2 略 第5節 略 第6節 組織体制等の整備 略 1 組織体制の整備 (1) 原子力災害警戒体制	文言の明確化 原子力災害時における感染症対策要領の改正 文言の明確化 原子力災害時における感染症対策要領の改正 文言の統一

新	旧	修正理由
(2) 市町村避難計画の策定支援 県は、国、原子力事業者及びその他の防災関係機関の協力のもと、市町村が行う屋内退避及び避難計画の策定について必要な支援を行う。 避難計画の策定支援に当たっては、市町村内避難、市町村境を越える避難、県境を越える避難を想定し、次のとおり順次計画の策定を支援する。また、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するように支援する。 当面県が支援する市町村避難計画の策定内容は、おおむね以下のとおりとする。 略 2 略 3 要配慮者等の避難誘導体制等の整備 県は、避難計画を策定する市町村に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者等に向けた情報の伝達手段・方法のほか、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備するよう支援・助言する。 なお、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（<u> </u>令和3年5月<u> </u>。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。 これについては、福井エリア地域原子力防災協議会においても重要な検討課題の1つとして位置づけられており、令和3年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定状況も踏まえながら検討を行い、対応するものとする。 4から5 略 第11節 略 第12節 原子力災害医療活動体制の整備 略 1から3 略 4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 県は、市町村及び医療機関等と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。 安定ヨウ素剤の備蓄場所は、シミュレーション結果＊を踏まえ、西濃及び岐阜圏域の保健所並びに防災交流センターとする。 ＊ 放射性ヨウ素による内部被ばくの影響が大きいケースでも、IAEAの基準（甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト）の半分の値以上となる可能性がある地域は西濃及び岐阜圏域の一部である 県は、市町村と連携し、住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、服用不適切項目該当者等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備するとともに、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用の対応等について協力を依頼するなど、安定ヨウ素剤の服用体制の整備に努めるものとする。	(2) <u> </u>避難計画の策定<u> </u> 県は、国、原子力事業者及びその他<u> </u>防災関係機関の協力のもと、市町村が行う屋内退避及び避難計画の策定について必要な支援を行う。 避難計画の策定支援に当たっては、市町村内避難、市町村境を越える避難、県境を越える避難を想定し、次のとおり順次計画の策定を支援する。また、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するように支援する。 当面県が支援する市町村避難計画の策定内容は、おおむね以下のとおりとする。 略 2 略 3 要配慮者等の避難誘導体制等の整備 県は、避難計画を策定する市町村に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者等に向けた情報の伝達手段・方法のほか、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備するよう支援・助言する。 なお、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（<u>平成25年8月策定。</u>令和3年5月<u>改定</u>。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。 これについては、福井エリア地域原子力防災協議会においても重要な検討課題の1つとして位置づけられており、令和3年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定状況も踏まえながら検討を行い、対応するものとする。 4から5 略 第11節 略 第12節 原子力災害医療活動体制の整備 略 1から3 略 4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 県は、市町村及び医療機関等と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。 安定ヨウ素剤の備蓄場所は、シミュレーション結果＊を踏まえ、西濃及び岐阜圏域の保健所並びに防災交流センターとする。 ＊ 放射性ヨウ素による内部被ばくの影響が大きいケースでも、IAEAの基準（甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト）の半分の値以上となる可能性がある地域は西濃及び岐阜圏域の一部である 県は、市町村と連携し、住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌<u> </u>等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備するとともに、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用の対応等について協力を依頼するなど、安定ヨウ素剤の服用体制の整備に努めるものとする。	文言の適正化 文言の統一 文言の統一

新	旧	修正理由
第 1 3 節 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制の整備 略 1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備 県は、国及びその他の防災関係機関と連携し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておく。 2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民等への供給体制の確保 県は、市町村に対し、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう支援・助言する。 第 1 4 節から第 1 8 節 略 第 1 9 節 防災訓練の実施 県及び市町村は、国、近接県、原子力事業者及びその他の防災関係機関と連携して、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。 1 避難計画の策定 県及び市町村は、近接県、原子力事業者及びその他の防災関係機関と連携して、国の支援を受けて、以下に掲げる訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。 (1) 災害対策本部等の設置運営訓練 (2) オフサイトセンターへの参集訓練 (3) 通報・連絡、情報収集・伝達訓練 (4) 緊急時モニタリング訓練 (5) 原子力災害医療活動訓練 (6) 住民等に対する情報提供訓練 (7) 住民避難訓練 (8) その他必要な訓練 2 訓練の実施 県及び市町村は、国、近接県、原子力事業者及びその他の防災関係機関と連携し、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の知識の習得や防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携を図る。 3 略 第 2 0 節から第 2 2 節 略 第 3 章 緊急事態応急対策 略 第 1 節 通報連絡、情報収集活動 1 略 2 応急対策活動情報の連絡 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア 略 イ 国等からの情報収集等	第 1 3 節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備 略 1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備 県は、国及びその他_防災関係機関と連携し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておく。 2 飲食物の摂取制限等を行った場合の住民等への供給体制の確保 県は、市町村に対し、飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう支援・助言する。 第 1 4 節から第 1 8 節 略 第 1 9 節 防災訓練の実施 県及び市町村は、国、近接県、原子力事業者及びその他_防災関係機関と連携して、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。 1 避難計画の策定 県及び市町村は、近接県、原子力事業者及びその他_防災関係機関と連携して、国の支援を受けて、以下に掲げる訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。 (1) 災害対策本部等の設置運営訓練 (2) オフサイトセンターへの参集訓練 (3) 通報・連絡、情報収集・伝達訓練 (4) 緊急時モニタリング訓練 (5) 原子力災害医療活動訓練 (6) 住民等に対する情報提供訓練 (7) 住民避難訓練 (8) その他必要な訓練 2 訓練の実施 県及び市町村は、国、近接県、原子力事業者及びその他_防災関係機関と連携し、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の知識の習得や防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携を図る。 3 略 第 2 0 節から第 2 2 節 略 第 3 章 緊急事態応急対策 略 第 1 節 通報連絡、情報収集活動 1 略 2 応急対策活動情報の連絡 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア 略 イ 国等からの情報収集等	文言の明確化 文言の統一 文言の明確化 文言の統一

新		旧		修正理由	
県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を収集するとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時国、県警察、市町村及びその他^②防災関係機関に連絡する_____。 ウ 略 （２）全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等） アからエ 略 オ 派遣職員の業務 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、原子力事業者、その他^②防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。		県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を収集するとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時国、県警察、市町村及びその他__防災関係機関に連絡する<u>など、連絡を密にする。</u> ウ 略 （２）全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等） アからエ 略 オ 派遣職員の業務 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、原子力事業者、その他__防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。		文言の統一	
第２節 活動体制の確立 略 １ 県の活動体制 （１）各体制の設置基準、配備体制 略		第２節 活動体制の確立 略 １ 県の活動体制 （１）各体制の設置基準、配備体制 略			
体制	設置基準	配備体制	体制	設置基準	配備体制
原子力災害警戒体制	・県内において核燃料物質等の_____運搬中の事故発生の通報があったとき ・原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）※^①が発生した旨の通報があったとき ※１：警戒事態に該当する事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象 ・福井県敦賀市又は美浜町における震度６弱以上の地震 ・福井県における大津波警報の発表 ・原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき ・使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等	危機管理部 必要な要員数 広報課 １名 情報システム課 １名 環境管理課 ２名 医療整備課 ２名 保健医療課 ２名 薬務水道課 ２名	原子力災害警戒体制	・県内において核燃料物質等の<u>事業所外</u>運搬中の事故発生の通報があったとき ・原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）※^①が発生した旨の通報があったとき ※１：警戒事態に該当する事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象 ・福井県敦賀市又は美浜町における震度６弱以上の地震 ・福井県における大津波警報の発表 ・原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき ・使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等	危機管理部 必要な要員数 広報課 １名 情報システム課 １名 環境管理課 ２名 医療整備課 ２名 保健医療課 ２名 薬務水道課 ２名

新				旧				修正理由
原子力災害警戒本部体制	・県内において核燃料物質等の_____運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の通報があったとき ・原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象※ ² が発生した旨の通報があったとき ・知事が必要と認めたとき			全庁体制			原子力災害警戒本部設置	文言の統一
	※２：施設敷地緊急事態に該当する事象 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき ・原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧注水するものによる注水が直ちにできないとき ・全交流電源の喪失 ・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき 等			本部長：知 事 副本部長：副知事 本部員 本部要員				
災害対策本部 略								
(２) から (３) 略								
(４) 原子力災害警戒本部体制								
県は、原子力事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合等、前記（１）の設置基準に該当する場合には、知事を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制、緊急時モニタリング体制の確立等、必要な体制をとるとともに、国、市町村、原子力事業者及びその他 ² の防災関係機関と密接な連携を図る。								
アからウ 略								
(５) 災害対策本部体制								
県は、原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合等、前記（１）の設置基準に該当する場合には、知事を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、国、市町村、原子力事業者及びその他 ² の防災関係機関と密接な連携を図りつつ、緊急時応急対策を講じる。								
ア 略								
イ 緊急対策チームの事務分掌等								
略								
①から⑪ 略								
⑫ 交通対策チーム	リーダー 県土整備部長 副リーダー 県土整備部土木技監	交通状況の総括及び調整に関すること ・県内の交通障害の把握に関すること ・交通規制情報の把握に関すること ・公共交通機関の被害の把握に関すること ・交通状況の公表に関すること	建設政策班 道路建設班 道路維持班 河川班 砂防班 農地整備班 森林 ^{経営} 班 公共交通班 交通総括班	⑫ 交通対策チーム	リーダー 県土整備部長 副リーダー 県土整備部土木技監	交通状況の総括及び調整に関すること ・県内の交通障害の把握に関すること ・交通規制情報の把握に関すること ・公共交通機関の被害の把握に関すること ・交通状況の公表に関すること	建設政策班 道路建設班 道路維持班 河川班 砂防班 農地整備班 森林 ^{整備} 班 公共交通班 交通総括班	組織改編
⑬から⑭ 略								
ウ 略								
2から4 略								
5 応援要請及び職員の派遣要請等								

新	旧	修正理由												
(1) 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の派遣要請 県は、被災市町村から緊急消防援助隊の出動要請依頼を受けた場合<u>で必要と認める場合</u>又は自ら必要があると認める場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。 県公安委員会（県警察）は、警察災害派遣隊等の応援の必要があると認めるときは、警察庁及び中部管区警察局に連絡のうえ、他の都道府県<u>公安委員会</u>に対して、援助の要求を行うものとする。 (2) から (3) 略 6 略 第3節 防災業務関係者の安全確保 略 1 略 2 防護対策 (1) 略 (2) 防護資機材の調達 被災市町村は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県に対し、防災資機材の調達を要請する。 県は、自ら必要となる資機材を確保するほか、必要に応じ、国、周辺府県、原子力事業者及びその他<u>の</u>防災関係機関に対し、防護資機材の提供の支援を要請する。 3 略 第4節から第6節 略 第7節 原子力災害医療活動 略 1 略 2 安定ヨウ素剤の服用指示等 略 (1) 安定ヨウ素剤の配布準備 略 <table><tr><td></td><td>UPZ</td><td>甲状腺等価線量が 50mSv／週となる可能性が示された地域(旧市町村単位)</td></tr><tr><td>○全面緊急事態に該当する事象の通報(原災法第15条)</td><td>○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設<u>への</u>安定ヨウ素剤<u>の</u>搬送<u>準備</u></td><td>○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設<u>への</u>安定ヨウ素剤<u>の</u>搬送<u>準備</u></td></tr></table> (2) 安定ヨウ素剤の配布・服用指示 県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布・服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示*する。		UPZ	甲状腺等価線量が 50mSv／週となる可能性が示された地域(旧市町村単位)	○全面緊急事態に該当する事象の通報(原災法第15条)	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設 <u>への</u> 安定ヨウ素剤 <u>の</u> 搬送 <u>準備</u>	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設 <u>への</u> 安定ヨウ素剤 <u>の</u> 搬送 <u>準備</u>	(1) 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の派遣要請 県は、被災市町村から緊急消防援助隊の出動要請依頼を受けた場合_____又は自ら必要があると認める場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。 県公安委員会（県警察）は、警察災害派遣隊等の応援の必要があると認めるときは、警察庁及び中部管区警察局に連絡のうえ、他の都道府県<u>警察</u>に対して、援助の要求を行うものとする。 (2) から (3) 略 6 略 第3節 防災業務関係者の安全確保 略 1 略 2 防護対策 (1) 略 (2) 防護資機材の調達 被災市町村は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県に対し、防災資機材の調達を要請する。 県は、自ら必要となる資機材を確保するほか、必要に応じ、国、周辺府県、原子力事業者及びその他__防災関係機関に対し、防護資機材の提供の支援を要請する。 3 略 第4節から第6節 略 第7節 原子力災害医療活動 略 1 略 2 安定ヨウ素剤の服用指示等 略 (1) 安定ヨウ素剤の配布準備 略 <table><tr><td></td><td>UPZ</td><td>甲状腺等価線量が 50mSv／週となる可能性が示された地域(旧市町村単位)</td></tr><tr><td>○全面緊急事態に該当する事象の通報(原災法第15条)</td><td>○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設<u>に</u>__安定ヨウ素剤<u>を</u>搬送__ <u>○医療関係機関に医療従事者派遣要請</u></td><td>○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設<u>に</u>__安定ヨウ素剤<u>を</u>搬送__ <u>○医療関係機関に医療従事者派遣要請</u></td></tr></table> (2) 安定ヨウ素剤の配布・服用指示 県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布・服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示*する。		UPZ	甲状腺等価線量が 50mSv／週となる可能性が示された地域(旧市町村単位)	○全面緊急事態に該当する事象の通報(原災法第15条)	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設 <u>に</u> __安定ヨウ素剤 <u>を</u> 搬送__ <u>○医療関係機関に医療従事者派遣要請</u>	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設 <u>に</u> __安定ヨウ素剤 <u>を</u> 搬送__ <u>○医療関係機関に医療従事者派遣要請</u>	文言の適正化 文言の統一 文言の適正化
	UPZ	甲状腺等価線量が 50mSv／週となる可能性が示された地域(旧市町村単位)												
○全面緊急事態に該当する事象の通報(原災法第15条)	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設 <u>への</u> 安定ヨウ素剤 <u>の</u> 搬送 <u>準備</u>	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設 <u>への</u> 安定ヨウ素剤 <u>の</u> 搬送 <u>準備</u>												
	UPZ	甲状腺等価線量が 50mSv／週となる可能性が示された地域(旧市町村単位)												
○全面緊急事態に該当する事象の通報(原災法第15条)	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設 <u>に</u> __安定ヨウ素剤 <u>を</u> 搬送__ <u>○医療関係機関に医療従事者派遣要請</u>	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設 <u>に</u> __安定ヨウ素剤 <u>を</u> 搬送__ <u>○医療関係機関に医療従事者派遣要請</u>												

新	旧	修正理由
＊安定ヨウ素剤の服用の対象年齢、事前配布の可否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(<u>令和3年7月</u> <u>。原子力規制庁</u>) に基づくものとする。 ＊今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。 3 略 第8節 略 第9節 緊急輸送活動 原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の移送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、県、県警察、市町村及びその他<u>の</u>防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。 1 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送の対象 緊急輸送の対象は、以下のものとする。 ア 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材 イ モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材 ウ 緊急事態応急対策要員（オフサイトセンターへの派遣要員、国及び県の専門家、国、他県、その他<u>の</u>防災関係機関からの応援要員）及び必要な資機材 エ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 オ その他緊急に輸送を必要とするもの (2) から (3) 略 2 略 第10節 略 第11節 犯罪の予防等社会秩序の維持 県警察は、緊急事態 応急対策実施区域及びその周辺における治安確保を図るため、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行う。また、避難のための立退きの指示等を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。 また、県警察は、災害に便乗したあらゆる犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに、県民等に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。 第12節 略 第13節 近県事業所に係る緊急事態応急対策 略 1 略 2 応急対策活動情報の連絡 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア 略	＊安定ヨウ素剤の服用の対象年齢、事前配布の可否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(<u>原子力規制庁 令和3年7月21日一部改正</u>) に基づくものとする。 ＊今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。 3 略 第8節 略 第9節 緊急輸送活動 原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の移送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、県、県警察、市町村及びその他<u>__</u>防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。 1 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送の対象 緊急輸送の対象は、以下のものとする。 ア 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材 イ モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材 ウ 緊急事態応急対策要員（オフサイトセンターへの派遣要員、国及び県の専門家、国、他県、その他<u>__</u> 防災関係機関からの応援要員）及び必要な資機材 エ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 オ その他緊急に輸送を必要とするもの (2) から (3) 略 2 略 第10節 略 第11節 犯罪の予防等社会秩序の維持 県警察は、<u>_____</u> 応急対策実施区域及びその周辺における治安確保を図るため、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行う。また、避難のための立退きの指示等を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。 また、県警察は、災害に便乗したあらゆる犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに、県民等に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。 第12節 略 第13節 近県事業所に係る緊急事態応急対策 略 1 略 2 応急対策活動情報の連絡 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア 略	文言の統一 文言の統一 文言の統一

新	旧	修正理由
イ 国等からの情報収集等 県は、国、近県から情報を収集するとともに、近県事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時、国、県警察、市町村及びその他の防災関係機関に連絡する_____。 (2) 全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等） アからウ 略 エ 派遣職員の業務 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、近県事業者及びその他<u>の</u>防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。 3 略 第14節 略 第4章 原子力災害中長期対策 略 第1節から第3節 略 第4節 各種制限措置等の解除 県及び県警察は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断や国の指針、指導に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を被災市町村及びその他<u>の</u>防災関係機関に要請するとともに、解除の実施状況を確認する。 なお、各種防護措置の解除に当たっては、関連する自治体その他関係機関と十分な協議を行い、慎重な判断を行う。 第5節から第13節 略 第5章 複合災害対策 第1節 略 第2節 災害事前対策 略 1から4 略 5 避難収容活動体制の整備 県は、_____避難先の選定・調整の手順等を記した「広域避難方針」を<u>適宜見直し、改定を行う。</u>さらに、国の協力のもと、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定等を締結する等、体制整備に努める。 6から7 略	イ 国等からの情報収集等 県は、国、近県から情報を収集するとともに、近県事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時、国、県警察、市町村及びその他<u>防災関係機関に連絡する<u>など、連絡を密にする。</u></u> (2) 全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等） アからウ 略 エ 派遣職員の業務 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、近県事業者、<u>_____</u>その他<u>_____</u>防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。 3 略 第14節 略 第4章 原子力災害中長期対策 略 第1節から第3節 略 第4節 各種制限措置等の解除 県及び県警察は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断や国の指針、指導に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を被災市町村及びその他<u>_____</u>防災関係機関に要請するとともに、解除の実施状況を確認する。 なお、各種防護措置の解除に当たっては、関連する自治体その他関係機関と十分な協議を行い、慎重な判断を行う。 第5節から第13節 略 第5章 複合災害対策 第1節 略 第2節 災害事前対策 略 1から4 略 5 避難収容活動体制の整備 県は、<u>複合災害により、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合に備え、市町村と連携して</u>避難先の選定・調整の手順等を記した「広域避難方針」を<u>策定し、_____</u>さらに、国の協力のもと、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定等を締結する等、体制整備に努める。 6から7 略	文言の統一 文言の統一 文言の統一

新	旧	修正理由
第3節 災害応急対策 略 1 略 2 情報の収集・連絡 県は、複合災害時に、災害対策本部において、ライフライン事業者からのライフライン被災状況や、道路管理者、市町村等からの自然災害による避難経路及び避難施設に係る被災情報等を早急かつ的確に把握するとともに、市町村及びその他の防災関係機関と情報共有を図る。 なお、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている原子力防災ネットワークシステムや衛星携帯電話及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。 3から4 略 5 避難等の防護活動 略 (1) 避難等 県、被災市町村及びその他の防災関係機関は、収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替となる避難経路の確保を図る。 その上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路での避難誘導や代替避難施設の開設を行うものとする。 また、県、市町村及びその他の防災関係機関は、道路崩壊等により自動車又は鉄道等を活用した陸路での避難が困難になった場合、ヘリ等による空路での搬送手段の調整を速やかに行う。 なお、広域避難が必要となる場合は、県が、市町村及びその他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全状況を踏まえ、「広域避難方針」に基づき、国の協力のもと、避難先を調整し、決定する。 (2) 略 6から7 略	第3節 災害応急対策 略 1 略 2 情報の収集・連絡 県は、複合災害時に、災害対策本部において、ライフライン事業者からのライフライン被災状況や、道路管理者、市町村等からの自然災害による避難経路及び避難施設に係る被災情報等を早急かつ的確に把握するとともに、市町村及びその他__防災関係機関と情報共有を図る。 なお、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている原子力防災ネットワークシステムや衛星携帯電話及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。 3から4 略 5 避難等の防護活動 略 (1) 避難等 県、被災市町村及びその他__防災関係機関は、収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替となる避難経路の確保を図る。 その上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路での避難誘導や代替避難施設の開設を行うものとする。 また、県、市町村及びその他__防災関係機関は、道路崩壊等により自動車又は鉄道等を活用した陸路での避難が困難になった場合、ヘリ等による空路での搬送手段の調整を速やかに行う。 なお、広域避難が必要となる場合は、県が、市町村、__その他__防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全状況を踏まえ、「広域避難方針」に基づき、国の協力のもと、避難先を調整し、決定する。 (2) 略 6から7 略	文言の統一